

令和4年 第10回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	令和4年8月24日（水）午後2時30分～午後4時00分
開催場所	茨木市福祉文化会館302号室
開催形態	公開
議題（案件）	<p>1 令和3年度 本市の障害者差別解消の取組について</p> <p>（1）相談対応について</p> <p>（2）研修・啓発の取組について</p> <p>（3）合理的配慮の提供等に係る主な取組について</p> <p>2 第5次長期計画・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）に係るアンケートの実施</p> <p>3 今後の予定、連絡事項など</p>
配布資料	<p>会議次第</p> <p>【資料1-1】相談対応について</p> <p>【資料1-2】研修・啓発の取組状況</p> <p>【資料1-3】合理的配慮に係る取組状況について</p> <p>当日配布</p> <p>座席表</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>開会</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、第10回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の木本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間30分で終わらせていただきますことを御了承ください。</p> <p>まず、開催にあたりまして、福祉部長の森岡から御挨拶を申し上げます。</p>
福祉部長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>茨木市障害者差別解消支援協議会に開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しいところ、また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でございますけれども、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃からそれぞれの立場で、本市施策の全般にお力添えをいただいておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>さて、本協議会につきましては、皆様御存じのとおり、障害者差別解消法に規定されております、障害を理由とした差別に関する相談や、その相談事例を踏まえての差別を解消するための取組を効率的に、効果的に、また、円滑に進めていく。そのための設置をされたものでございます。また、平成30年施行の本市の「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に位置付けられまして、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりと推進にお力添えをいただいております。</p> <p>この本協議会につきましては、発足当時から、そういった事例の検討や関係機関への研修。また、啓発というようなところをもちまして、差別のないまちづくりの推進ということで、皆様には、その一翼を担っていただいているというふうに考えております。</p> <p>本日は、新しく委員になっていただいた方と、これまでから、お力添えをいただいております皆様方との顔合わせということと、あと、昨年度の実績報告ということを主な案件としております。</p> <p>この場で、皆様方にいろいろな御意見をいただくことを通じまして、その積み重ねが共に生きるまち茨木のまちづくりの推進に非常に役立っているといえますか、その実現につながっていくものだというふうに</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
	<p>考えておりますので、皆様方の活発な御意見をいただければというふうに考えております。</p> <p>では、この協議会の進行のほう、運営のほうをよろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いをいたします。</p>
事務局	<p>また、今年度より茨木市障害者差別解消支援協議会の事務の所管が変わりましたことについて、障害福祉課の課長の井上より、趣旨などのお伝えをさせていただきます。</p>
事務局	<p>障害福祉課長の井上でございます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>所管課変更の趣旨につきまして、簡単ではございますが説明をいたします。今年度から、本協議会の所管が福祉総合相談課から障害福祉課へ変更となりました。</p> <p>これまで、本協議会および障害者差別に係る相談業務に関しまして、福祉相談業務の一般を一時的に受け止めるということで、福祉総合相談課が担ってまいりましたところ、本協議会の趣旨を踏まえまして、障害者の合理的配慮を推進し、共生社会づくりに係る政策を所管する障害福祉課が、本協議会の運営とともに、障害者対策に係る相談を担うことといたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
事務局	<p>それでは、今回より就任された委員の御紹介をさせていただきます。茨木公共職業安定所より、芝野委員に代わりまして藤田委員が御就任されました。藤田委員どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
委員	<p>藤田です。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
会長	<p>それでは、第10回茨木市の障害者差別解消支援協議会を始めてまいりたいと思います。まず、初めに本日の委員の出席状況について、事務局から報告お願いをいたします。</p>
事務局	<p>本日は、協議会委員15人中、14人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立しております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと議題に入ります前に、本日予定される議題における個人情報の取</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	扱いについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。 なお、会議録の作成のために録音をさせていただきますことを御了承ください。
会長	よろしいでしょうか。皆さん。じゃあ、録音をさせていただきます。 では、会議の公開が決まりましたので、傍聴に来られた方に入場をしていただこうかと思いますがいらっしゃいますか。
事務局	本日傍聴者はいませんので、このまま進めていただけたらと思います。
会長	そうしましたら、会議を始めたいと思いますが、次第の1、報告事項①、「本市の障害者差別解消の取組についての（1）相談対応について」の報告をしていただきたいと思います。事務局から、説明をお願いします。
事務局	障害福祉課の堀内と申します。よろしくお願ひいたします。 それでは、資料1-1、ページ数で申しますと2ページを御覧ください。 まずは、令和3年度における、本市の相談事業の対応件数になります。本市の令和3年度の相談事業への対応件数は、全件数が6件となっております。相談の内訳としましては、障害のある方が1件、家族の方から1件、不明が4件となっております。 相談経路の内訳につきましては、障害のある人からの相談が0件、家族の方からの相談が1件、行政からが1件、不明が4件となっております。 相談内容の類型につきましては、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供は、ともに0件となっており、その他が5件、継続中のため、まだ判断がつかないものにつきましては1件となっております。 続きまして、3ページを御覧ください。 対象分野別の件数になります。商品・サービスに関することが4件、福祉サービスに関することは0件。公共交通機関に関することが1件、行政機関については—1件となっております。 障害種別ごとの取扱い件数については、身体の方が1件、知的の方が1件、精神の方が0件、不明の方が4件となっております。 次に相談内容の一例について、記載をさせていただいております。個

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>人情報の観点から、概要のみ記載させていただいております。内容としましては、スーパーの店員が障害者や高齢者に対して、暴言などの不適切な接客を行っている場面に遭遇したというものや、母子手帳の交付を受けるために、市職員と面談を行った際に、出産に関する質問が問い詰められているように感じた等になります。</p> <p>最後に、関係機関等への相談対応研修となります。新型コロナウイルス感染症拡大のため、研修を行うことはできませんでした。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今の相談対応についてのところで、何か御質問や御意見とかがありますでしょうか。御質問の場合は挙手をお願いします。マイクをお持ちしますので、そのあとマイクをお持ちの上、発言をお願いをしたいと思います。簡単なことでも構いません。</p>
委員	<p>歯科医師会の永田です。御質問したいのは、この相談内容の市職員と面談を行ったというところですね。</p> <p>この条例では、あっせんして、それでも従わなかったら公表やというふうになってたと思うんですけど、この市職員に対しては、どういうふうな扱いになるんでしょうか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>障害福祉課長の井上です。「障害のある人もない人も共に生きる条例」第10条にあっせんの規定がございまして、この中で、あっせんの対象になるのは、事業者が対象になります。ですので、市職員に対する相談に関しましては、あっせんの規定はございません。</p> <p>相談としては、行政機関であるとか市職員に対しても相談については、あるんですけども、そのあとのあっせん、公表の枠組みに市は含まれないことになっております。</p>
委員	<p>その場合は、上司の方から注意されて、それで改善するということで、内々に行われるということですかね。市の職員がね、そういう差別的な扱いという態度に出たという場合は、注意されるというだけで終わるってことですか。</p>
事務局	<p>障害福祉課長の井上です。職員の対応要領等を作成して対応しているところとございまして、相談を受けましたら、事務局等との調整を行った上で、適切な指導等の対応を行ってまいるところとございます。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
委員	適切な指導っていうのは、だから注意して、直しなさいよと言って終わりますということと理解してよろしいですか。
事務局	そのように御理解いただいて差し支えございません。とにかく、あつせんの仕組みの中からは、外れるということです。
委員	外れるということですね。分かりました。以上です。
会長	これは、だから実際に、そういうふうに対応したということで理解してよろしいですか。今発言されたように。
事務局	詳細にお答えするとなると、個別の事例の内容に触れるような内容になってまいりますので、この場での話は差し控えさせていただきます。
会長	そしたら、市役所の職員の対応のところ、何かしら異議申立てがあった場合は、それを受け止めて市の中で組織的にきちんと対応要領に基づいて、面談をして注意なり、あるいは、どういう状況かを把握して面談をする。その中で、改善ないしは思い違いみたいなことも含めて確認をするということによろしかったですかね。
事務局	はい。
会長	あと何かございませんか。
委員	<p>茨木障害フォーラムの六條と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>二つありまして、一つ目なんですけれども、ケースのところの1番の先ほどの相談内容の一例というところで、スーパーの店員が障害者や高齢者に対し、暴言などの不適切な接客を行っている場面に遭遇したというところがあるんですけども、これは、不当な差別の取扱いに入るのではないのかと疑問に思ったりします。というのも、「障害者のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の中の定義の第2条の7項に、この条例において「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なしに、障害または障害に関連する事由を理由として、障害のある人を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付ける等の取扱いをすることということを書いてあるんですけども、ここでその暴言とかいうのは、やはり、ほかの人とどうなのかっていうたら、すごい制約を受けているわけですよ。これが、差別でないとなるのであれば、どのようなことが不当な差別の取扱いになるのか、この辺</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>どういう理由で、不当な差別の理由じゃないのかというのを、今ここでケースの話をも具体的にされるのは、難しいというのはあるんですけども、少しここは疑問に思うところなんですけど、どうでしょうか。逆に弁護士さんに質問したいんですけども、こういう事例とかっていうのはありますか。</p>
委員	<p>小谷です。こういう事例がありますかというのと。</p>
委員	<p>そういう暴言とかで、差別だとか嫌な思いをしたとかというところで、やはりそういう不利益を被ることってあるかなと思うんですけども、これは実際には、小谷先生から見て、どうかなというののもちょっとお聞きできればなと思います。</p>
委員	<p>今日の資料に付いてるケースが、ちょっとだいぶ抽象化されているので、この私も中身全然知らないですし、今日の情報だけでは、なかなかこれが、差別的な取扱いにあたるかどうか判断するのは難しいですけども、具体的にどういうことを言われたのかという発言の内容ですとか、場面とか具体的なところによっては、不当な差別的取扱いというふうに言ってもいいケースもあるとは思いますが、ちょっと具体的な内容が分からないので、あまり突っ込めないですけども。</p>
委員	<p>ありがとうございます。では、事務局の方お願いします。</p>
事務局	<p>福祉総合相談課の名越と申します。 今回の件につきまして、こちら詳細を確認すれば、そのような事例になるかもしれないんですが、この件につきましては、別件も相談がありまして、こちらから相談者あてに詳細を確認するために、メールを何回か送らせていただいたんですけども、お返事がない状況でしたので、詳細についての確認は、取れなかったというところでございます。 相談者の方からは、お返事がなかったんですけども、相手方、スーパーのほうには、連絡を取らせてもらいまして、このような事例があったかどうかの確認をしたのですが、このような事例はなかったというところで、判断は不快・不満と分類しております。以上です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。ということは、ケースの最後まで至ってないということですかね。</p>
事務局	<p>至ってないということではなく、相談者の方に何度か連絡を取らせてい</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
委員	<p>ただいたんですけれども、連絡がつかなかったというところで、聞いたけど情報が取れなかったということになりますので、これ以上連絡を取っても、事実確認は出来ないというところで終了さしてもらったというところでございます。以上です。</p> <p>分かりました。当事者としては、怒られたとか怒鳴られたというのは、萎縮してしまうというところがあるので、これやはり僕的には、不当な相談の取扱いというふうに見てしまうというところがあるんです。だから、行政の方とか弁護士の方とか、当事者の方とか見方によっては、変わってくるかもしれないのでね。</p> <p>やっぱりそうすると、ほんまやったら不当な差別的取扱いやったのに、そうではなかったとかというふうになってしまうので、やはり、個別ケースの検討会議、去年も発言させてもらったけども、今年の2月に行う予定やったけども、コロナでできなかったというのがあったので、やはり、ケースの検討会議というのは、すごく大事なかなと思います。</p> <p>それから二番目なんですけども。その下に、先ほど、永田先生からも質問があったんですけども、同じく母子手帳の相談の件なんです。これ僕は、ちょっと妊婦さんにはなれないけども、妊婦さんの方で、すごく生まれるときとか、結構不安なことっていうのがすごくあると思うんです。その中で、どんどんこう質問されたりとか、追い込まれると、やはり、つらいものがあったりとか、センシティブな話になってくるかなと思うんです。やはり、場合によっては、中身はちょっと分からないですけれども、優生思想に係る内容になってくる可能性だってあるということは、やはり知っててもらうのが一つです。</p> <p>先ほど、言っていたように、市の対応要領の中の監督者の責務第5というところの(1)のところ、日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。2番、障害等から不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認することって書いてありますけども、実際にこれはきちんと対応されたのでしょうか。これ場合によっては、かなり問題なものだと思うんですけども、小谷先生どう思いますか。</p>
委員	<p>これも、母子手帳の交付を受けようと言われてた妊婦さん御自身が、障害当事者だという前提だと思うんですけれども。その障害を持ちというところ以上に妊娠をしているということとか、先ほど六條委員も御指摘になった優生思想につながるようなお話かもしれないとかいう、かなり</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
	<p>ちょっとセンシティブなところを多分含んだ御相談ではないかと思うんですけれども。</p> <p>私も、あとで質問はしようとは思ってたんですが、どの程度の聞き取りを済ませてらっしゃるのかとか、これも、今回は相談で終わったとか、対応の分類というのが今回は資料としては、いただいていないようなんですけれども、ちょっとどこまでいったんだろうとか、先ほどの相手が事業者でなくても、それこそ、あっせんとかいうお話もありうる場所かと思しますので、もうちょっと突っ込んだ御対応はいただけるのか。それか、これがまだ継続の案件なのか、ここで何かもう話だけ聞いて終わっているという状況であれば、問題はあるなというふうには思います。</p>
委員	<p>突然に振ってしまいました。申し訳ありません。</p> <p>それを踏まえて、その事務局の方はどう対応されたのかというのを質問させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>福祉総合相談課名越です。本件につきまして、細かいところにつきましては、お伝えできない部分がございますけれども、御相談を受けまして、福祉総合相談課、昨年まで担当課だったところと、担当課、実際に母子手帳を発行した担当課のほうと連携しながら、取組を行っているところ、対応を行っているというところになります。こちらにつきましては、現在継続中というところになりますので、対応中というところにご理解いただければというふうに思います。</p> <p>すみません、質問が前後しまして、先ほどスーパーの事例につきましては、こちらは、当事者の方からではなくて、目撃された方ということになりますので、目撃者から御相談があったという説明を付け加えさせていただきます。以上になります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>スーパーの店員については、目撃者というのはやっぱりあまりにも、そういう他の方との対応が全然違うかったというところがあって、通報していただいたというところであれば、やはりもう少しそこは、スーパーのところに行って確認してみるというのも一つの方法かなとも思ったんですが、お店の名前が分からなかったら、全然その辺は難しいのかなと思うんですけれども、その辺の個別のケースのことっていうのは、すごく慎重に対応してもらいたいなというのと。あと、やはりその母子手帳の交付の方の件については、すごくシビアなところだと思うので、慎重に対応していただけたらなと思います。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>こういう二つのケースを踏まえて考えると、やっぱり先ほども言うたように、個別のケース検討会議というケースの会議とか持ってもらほうがいいのかと思うので、ぜひ、今年度は、コロナのこともあると思うんですけども、実施していただけたらなと思います。</p> <p>最後に、今回福祉総合相談課から障害福祉課さんへ変わったということなんですけども、障害福祉課の方のほうがやはりいろんな方法、いろんなことを把握していることは重々承知なんですけども。だからといって、総合保健福祉のほうとか、ほかのところは、取りこぼしの内容に縦割りとかで、対応されないようにはもう一度再度、確認の意味で、発言をさせていただきます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>二つとも割と実際に通報していただけて、その上でどういうふうな状況だったのかという把握をするところの丁寧さみたいなところが、されているのかどうか分かりませんが、きっとされているんだと思うんですけども、その辺りがその把握をして、結局判断としてどうするのかっていうふうなところまで、書けなかったのかもしれないんですけども、その辺りやはり、先ほども、どういう聞き取りをされたのかというふうなことも少しありましたように、少し課題みたいなところに挙がる点ではないかというふうな御意見があったのかと思います。</p> <p>あと、実際そういうふうなことで言うと、例えば、母子手帳の件でも、問い詰められているというふうな話も、悪気があるやっていると聞かなくて、聞きたいことを立て板に水のように聞いてたら問い詰められてるって話だったのか。何か表情が怖かったりしたのか、そういうふうなことも含めて、さっきやったように、縦割り行政の中で、その担当課に任せるってことではない把握を少し心掛けるっていうふうなことなんかも御意見として、出ていたのかと思いますので、その上で、この会議の中でも、ケース検討しながら実際にどういう、例えば、どういう聞き取り方をしないといけないのかとか、あるいは、どういう受け止め方をしないといけないのかとかということの力量を上げていくってことも、大事なことはないかということ、ケース検討をぜひしてほしいという御意見があったということかと思います。</p> <p>あとどうでしょうか。質問と御意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>資料に付けていただいた令和3年度のこの取組相談対応の御報告が、ちょっと相談件数とか、かなり少ない印象を受けております。茨木市の規模に照らして、こんなもんじゃないんじゃないかなという気も正直して、実際ちょっと令和3年度という、令和3年の4月から、今年の3</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>月までの期間でしょうか。令和3年の1月から12月なのでしょうか。いずれにしても、コロナの影響もあったりして、窓口がなかなか動いていない期間もあったんじゃないかなとかいうこともあるんですけども、その前は、それで、例えば、面談の窓口相談だけではなく、電話での相談を活性化するような取組とか周知をされたりとか、そのような動きがあったのかをちょっと教えていただけないでしょうか。</p> <p>福祉総合相談課の名越です。集計年度につきましては、4月から3月になりますので、令和3年4月より令和4年3月という期間になります、件数のほうにつきましても、今回件数少ないという御指摘ですけれども、ちょっとどのような理由で減ったというところまでは、判断できておりませんが、特段、啓発なり、そういった特別な窓口を設置したとか、そのようなことはいたしておりません。以上です。</p>
委員	<p>そうすると、市役所なりの窓口にいらっしゃっての面談相談だけの状況なんでしょうか。それとも、電話での相談も受け付けてらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局	<p>相談とかにつきましては、面談だけではなく、電話でも受け付けておりますし、例えば、障害がある方の支援を行っている方からの相談も受け付けておりまして、必ずしも、御本人が来てもらうということではございません。何かそういう、差別の事象があったりとか、そういうことから、相談していただくというルートもありますので、このようにさしてもらってます。以上です。</p>
委員	<p>こういう相談の窓口があるよという周知については、どの辺りのどのような広報をされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>周知につきましては、以前も協議会からもちょっと課題だといただいておりましたけども。今行っているのは、ホームページの掲載でありますとか、あとは、市内の相談支援事業所にパンフレットを置く等の周知を行っているところになります。以上です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 件数が少ないということと、例えば、周知がどこまでできているか、あるいは、当事者がきちんと訴えられているかどうかみたいなことも含</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
委員	<p>めてだと思えますけども。相談支援のところに、周知の手続きを取っても本人がやっぱり、その訴えられるような力をつけるということのほうですが、すごく大事なことだと思えますので、またそれも検討、今後していただければと思えます。</p> <p>あとどうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>一点教えていただきたいんですけども、相談内容の種類のところなんですけど、これは大阪府の類型対象分野は大阪府の分類によるというふうになっているんですけど、この類型に入れたというか、この相談事案については、こうだなと類型化したのは、実際にどういうプロセスというところを、もう少し教えていただきたいと思えます。それと、継続中のため判断がつかずが1件と書いてありますが、6件のうち、先ほどの継続中のためというものは、この母子手帳の交付を受けるためにという方だというふうなお話がありましたけれども。そうするとその前のスーパーの店員さんがっていうふうなところについては、分からなかったということだったのに、継続中のため判断がつかずなのかなと私は思ったんですけど、そうじゃなくて、それを、その他に入れられたというその判断がどういうふうにされたのかっていう、そこを少し補足で御説明いただけたらありがたいと思えます。</p>
事務局	<p>福祉総合相談課の名越と申します。</p> <p>1件目のプロセスの件なんですけど、分類をどういうふうに分類するかというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>どのように判断してこの分類にされたのかということです。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらにつきましては、御相談につきましては、あとで、双方から確認をさしていただきまして、担当課の福祉総合相談課であったりとか障害福祉課だったりとか人権・男女共生課だったり、集まりまして、報告をさしていただきまして、その上で、じゃあどの分類になるかということ判断しているというところでございます。</p> <p>その他のところにつきましては、委員がおっしゃったように、事実確認がとれていない部分ございますけれども、判断が難しい部分がありますけれども、対応していただいた中で、このような形になりますので、疑われないように対応お願いしますということで、相手方のほうにもお話はさせていただいたので、一応その辺で意見要望さしてもらっているところで、分類のほうは、こういう相手方と連絡取れずに判断つかなか</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
	<p>ったというところに該当する分類がなかったため、その他のとこにつけさしてもらったというところでございます。以上です。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>あとどうでしょうか。ほかに御質問がないようでしたら、また、ありましたらその都度、また戻って、最後のところで一括して、またお話をさせていただこうかと思っておりますので次に行かせていただきます。</p> <p>(2)「研修・啓発の取組について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>人権・男女共生課の松澤です。よろしく申し上げます。</p> <p>人権・男女共生課のほうでは、毎年各課から人権に関する様々な取組というのを報告してもらいまして、年度ごとに取りまとめを行っております。</p> <p>本日は、その中から障害者の人権問題に関する研修や啓発の部分について説明します。資料の1から2を御覧いただきたいと思っております。ページ数で言えば、4ページからになります。講習会は該当がありませんでした。</p> <p>研修が8件、啓発6件、講座が8件、全部で22件の事業を行っております。研修・啓発・講座のほうから、それぞれ一つずつ事業内容を報告いたします。ページ数で言いますと、8ページになります。左上に具体例と書いてある資料になります。こちらのほうから、まず説明に入らせてもらいます。</p> <p>まず研修としまして、市役所の新規採用職員の研修を令和3年3月22日に実施をし、新任課長級職員、新任係長級職員等への研修を新型コロナウイルス感染拡大防止のための観点のほうから、パソコンを使用して自席等で行うeラーニングの研修という形で行ったんですけども、これを令和3年10月15日から11月30日の期間で実施をしております。</p> <p>研修の内容的には、障害者差別解消法で求められることや合理的配慮について、学習をしております。</p> <p>次に啓発になりますが、障害者週間に合わせて、12月7日から10日に市役所本館東玄関ロビー・南館玄関ロビーにおいて、障害福祉サービス事業所等による、自主製品の展示および販売等を行うことにより、障害者問題への理解の促進を行っております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、9ページになります。最後に講座としまして、ハローワーク等と連携し、働く意欲がありながら、様々</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>な就労阻害要因を抱えるために、就労できない人の就労を支援する職業能力開発講座を開催しております。講座名は、技能講習であったり、在宅ワーク実践講座、障害者向けパソコン講座を実施しております。簡単ではありますが、「研修・啓発の取組について」は以上になります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ありますでしょうか、あるいは御意見、御要望等ありますでしょうか。よろしいですか。そしたら、ほかに御質問がないようでしたら、次に移らせていただきます。</p> <p>次は、(3)「合意的配慮の提供等に係る主な取組について」を、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1ー3、ページ数で申しますと10ページを御覧ください。</p> <p>イベント等への手話通訳・要約筆記者の派遣件数になります。手話通訳が88件のうち、市または教育委員会からの派遣依頼が40件となっております。</p> <p>要約筆記につきましては14件うち、市または教育委員会からの派遣依頼が3件となっております。なお、手話通訳につきましては、通院同行等、申請を伴わないものもございまして、そちらも含めた年間派遣件数としましては、延べ人数として、2,311人となっております。</p> <p>派遣件数につきまして、令和2年度から横ばいとなっております、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で講演会やイベントが、開催中止になったことが要因であると思われまます。</p> <p>続きまして、合理的配慮の提供に係る助成金の助成状況になります。助成件数は5件になりまして、助成金額は36万5,500円となっております。件数の内訳としましては、飲食店が3件、医療機関が1件、洋菓子店が1件となっております。</p> <p>助成内容と金額の内訳は、工事の施工が1件で11万5,500円。物品の購入が1件で10万円。コミュニケーションツールの作成が3件で15万円となっております。</p> <p>助成金額につきまして、令和2年度の96万円から減少しておりますが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けたこと、内訳としまして、補助金額の小さいコミュニケーションツール、申請件数が多かったということが、要因にあると考えられます。</p> <p>合意的配慮の提供に係る助成金につきましては、以前より、少し申請件数が伸び悩んでいることが課題として、挙げられてきました。令和4年度につきましては、障害当事者の方より、合理的配慮の提供をしてほ</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
会長	<p>しい店舗を、聞き取る等の情報収集に努めるとともに、商工会議所の広報誌にチラシを入れさせていただく等、市の広報誌やホームページを通じて、引き続き、周知に努めていきたいと思っております。</p> <p>続きまして、障害者差別解消法や市条例に関する出前講座の実施状況でございます。令和3年度は0件となっております。前年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で講座の場を設けることが難しいことが原因であると考えられます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>合理的配慮の検討等に係る主な取組について、説明いただきましたけれども、質問及び、もうちょっとこんなのがあったらということも含めて、御意見いかがでしょうか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>事業者の合理的配慮の提供に係る助成金なんですけども、ちょっとそのかなり伸び悩んでるところがあるのかなと思ってまして。茨木障害フォーラムのほうにも障害福祉課の方から依頼の声がかかっているんですけども、なかなか当事者的に僕がそうなんですけども、基礎疾患を持っているので、コロナの感染すると具合が悪いので、なかなか外へ出歩くことが難しいんですね。</p> <p>だから、それでお店を紹介するっていうのは、かなりリスクがあって、なかなか行けていないというのがここ3年のところなんです。</p> <p>その当事者から声がないから、ないんですというのはちょっと今年度は、誤解しないでほしいなとは思っています。そういう状況があるってことは知っててもらいたいなと思います。また、その広報誌とかにも載せていただいているということで、また頻繁に広報誌に載せていただいて、もう少し大きめに載せてもらおうとかお店、こういうところを協力していただきましたよとか、宣伝を1回目のときは結構大きく大々的にやってたけども、最近は少し載ってるだけとかいうのがあるので、もう少しその辺りを工夫していただいたほうがいいのかなどというのと。あと、ジェイコムテレビで、前1回市長さんが出てたりとかしてたんですね。ああいうテレビを活用するっていうのも、一つの方法かなと思うんですけども、やはりそうやって、メディアを活用していただいて市民の方に広く周知していただくとかいうことが大事かなと思っています。</p> <p>その当事者の方にも声をかけてもらえるようにということで、多分そ</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
	<p>の茨木障害フォーラムには、声がかかってたと思うんですけども、それ以外のところで、やはり声をかけてもらえるような、何らかの仕掛けをしていかないと、多分これは、伸び悩むのだろうというところがあって、もう3年目も結構予算が使われていないということになれば、見直ししよかということになることがあり得るので、この合理的配慮助成金というのは、大阪府下では、茨木市だけなんですね。画期的な事業なので、ぜひ継続的にやっていただきたいなと思いますし、茨木障害フォーラムとしても、協力させていただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>できたら、事務局の方から一言いただけたらうれしいです。</p>
会長	<p>事務局から今少し、考えていることとかありましたら。</p>
事務局	<p>障害福祉課の堀内です。</p> <p>合理的配慮の提供に係る助成金ですけれども、この制度ができた当初に障害福祉課の職員と障害当事者の方が一緒にお店を回らせていただいて、周知に努めさせていただきました。広報についてはテレビ等で、周知したり、どういう方法がいいのか引き続き、検討させていただいているところではあります。合理的配慮の助成金を広く使っていただくということにつきまして、今のところ一番効果があったのが直接当事者の方と店舗を回らせていただくという方法になります。</p> <p>今課題になっているのがコロナの感染が広がっている中で、不特定多数の店舗に当事者の方と一緒に回らせていただくのがなかなか難しいことです。先ほどお話していただいたかと思いますが、六條委員のところにも御相談させていただいて、使いたいお店があるけれども、合理的配慮の面で、ネックになって使えないというところがあれば、教えていただけないですかとお声がけさせていただきました。</p> <p>当事者の方の外出の頻度が減っているというところもあるかと思いますが、その中で、どのお店を使いたいということも挙げていただくのも難しいとは思いますが、本市としても、不特定多数のところを回るのには難しいので、店舗名を挙げていただいて、そちらに一緒に行ってくださいでもいいですし、障害当事者の方から、こういうご意見をいただいていますと市からアポを取らせていただいて、この制度について、こういう方法で御利用いただけますという説明にお伺いするような場を設けることができれば、検討させていただいております。</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その辺の要望を挙げていただくとか、要求を出してもらおうというふうなところが、なかなか難しいところでもあるので、幅広い団体に声をどうかけるのかとか、さっきあった周知の方法をどう工夫するのかというところにつながっていくという話でもあるのかなと思ったりしています。</p> <p>あと、どうでしょうか。</p>
委員	<p>その合理的配慮の提供に係る助成金の周知に関してもそうですし、さっきの相談事例にしても、やっぱり少ないんですね。だから、その少ないのをいかに相談件数を上げたりとか、やっぱり声を拾い上げていくかということなんですけど、障害のある人をちょっとした差別事例とか不快事例とかで、こんなん言われたわと思っても、それをわざわざ市に電話して言うかというやっぱりそれって、すごいハードルが高いんですよ。しかも、もし、勇気を持っていっても市の対応する職員の反応が薄かったりしたら、もう二度とかげんこと多分思うと思うんですよ。だから、やっぱり窓口をね、今電話だけなんですかね。電話とか直接来られるというケースはあるんかもしれないですけど、僕、そういうデジタル関係苦手なんで、ツイッターとかしないんですけど、例えば、そういうツイッターって今すごいつぶやいている人多いんですね。そういうのを、情報収集するというか、そういうような何か方法とか、そういう小さい声を拾い上げるような情報収集担当みたいな方は、そういう課にいらっしゃるのかなとか。逆に、そういうことをまた若い職員の方は、そういうの詳しいでしょうから、だからそういう方法で、何かもうちょっと小さい声を気楽に拾い上げられる方法って何かないかなとちょっと聞いてて思いました。いかがですかね。そういう手は、ないでしょうか、デジタル的なことでウェブで拾い上げるようなことっていうのは、できないもんなんですかね。</p>
会長	<p>事務局のほうどうですか。</p>
事務局	<p>例えば、差別の相談について、現状で言いますと、窓口で直接相談を受けたり、電話で相談を受けたり、あとはメールで相談を受けたり、現状でも、複数の方法で相談をお受けすることができます。おっしゃっていただいたとおり、実際に嫌な思いをしたときに、相談をすることがハードルが高いと感じられる方もいらっしゃると思いますので、そのあたりにつきましては、いろいろな制約はあるかとは思いますが、なるべくコストがかからず、気軽に相談をしていただけるよう引き続き、検討さ</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
<p>委員</p>	<p>せていただきます。</p> <p>今ってそういう、ツイッターとかでも何か検索ワードみたいなんをかけると、何かいろいろ上がってきたりするんですかね。例えば、茨木市障害者差別とか、そういう合理的配慮とかそういうワードを入れることで、そういうことに関するツイートとか出てきたりなんかはするんですか。僕あんまり詳しくない、ツイッターしないんで、ちょっとどんなふうになっているか分からないんですけど、もしそういうので、拾い上げれるんやったら、そっからその人に特定してっていうことが難しいのかもしれないですけど。ただそういうことでも、ある程度何かもうちょっと数が増やせる糸口にならへんかなとか思うんですけども、そういう担当者というのは、そういう情報収集担当みたいなんは、作ること自体はできないものなんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害福祉課の井上です。</p> <p>情報収集の担当につきましては、まず収集した情報活用の効果的な手段を研究するというのが先ではないかと考えております。それに関しては、この差別解消の協議会、あるいは相談支援の部署を含め、情報の発信の仕方や情報収集の仕方は、研究の余地がいろいろとあるんだろうと考えておまして、その中で、委員がおっしゃたような方法が効果的であるということなのであるならば、そういった情報の収集をすることが考えられようかと思えます。</p> <p>ツイッターで検索しても、なかなか茨木市の個別事象を特定するのは難しいのと、今まさにツイッターで検索かけてみたんですが、これといったものはあがってこずなかなか難しいんですね。なので、発信するツールとしては、障害者の方に情報を伝える手段として、SNSの活用は今のお話として、関連しているところではあるんですけども、情報収集として使えるかどうかは、これも研究の余地があると思えます。</p> <p>委員の方々からも御発言あったように、なかなか直接茨木市に相談をするということが、ハードルが高いということと、この会の中でも、周りの方がつないていただくことが大事だという御発言があったかと思えます。そういう意味で身近に本人さんと信頼関係を持って、支援をしていただける相談支援事業者の方であるとか、あるいは、医療系従事者の方であるとか、地域の委員の方であったり民生委員の方であったり、身近な方がリレーをしていただくというのを非常に御本人さんに必要なのではと思っていますので、周知や相談を受け付けるのが重要だという気がいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかどうでしょうか。最初のうちは、この飲食店とか医療機関とか洋菓子店とか、挙がってますけど、やっぱりお店のほうからすると、なかなか分かりにくいものなんですかね、この事業というのは。どうでしょうか。</p>
委員	いいですか。
会長	はい。
委員	<p>継続的に配りました。1年間何にもありませんという状況じゃなしに、例えば、それが半年に1回なのか3か月に1回なのかは、分かりませんが、もう少し継続的にお金のかからない範囲でいいです。A4の紙1枚でもいいんですよ。それを継続的に配布していただくということが、大事だと思うんですね。</p> <p>なかなか一回配ったから、あのとき配ったじゃないですかと言われても、そんなあったかというのが正直なところだと思います。</p> <p>市のホームページを見ている人がどれだけいるかっていうのをちょっと疑問点ではありますし、私も飲食店をやっているんですけど、ちょっとこの年になったんで時間ができましたが、現役でバリバリやっているときは、寝る時間確保するのが大変やなというような状況でやっていたので、そのときは、正直言って市のホームページを見たことないですね。やっぱりそういう人が多いんじゃないかという建前の下に決めていただくのが一番いいんじゃないかなと思います。</p>
会長	<p>貴重な御意見だったと思います。そういう意味では、事業所の立場に立ちながら、どういうふうに周知を進めていくことは効果的なのかみたいなことを、もう少し検討工夫があるのかなという話だったかと思いません。</p> <p>その上で、例えば、さっき御意見もありましたけども、こういうふうに使ってこういうふうに変更したら、こうなったよみたいなことなんかの体験談が載っていたりすると、同じように使ってみようかなという話にも、やっぱりなるのかもしれないので、今その手前のところでまた足踏みしているということなので、使いたくなる使うっていうようなハードルを下げた使えるものにしていくための、何か工夫をSNSという話も出ましたし、声かけする団体を広げるという話も出ましたし、1回きりじゃなくて、数回継続的に周知を図ってほしいという話もありましたし、いろいろまだあると思います。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
	もし、まだ言い足りないという方がいらっしゃいましたら、少し御意見いただけるとありがたいなと思っておりますがどうでしょうか。
委員	<p>お金をかけない周知というので、一つ、実は、されているかどうかの確認をしたいんですけど、資料の5ページとか6ページとかの辺りで、たくさん啓発のイベントとか講座とか、いろいろたくさんされているんですけども。</p> <p>こういった機会に、例えば、相談窓口あるよということもそうですし、この助成金というのも用意しているよということもそうですし、そういった機会に合わせて、何かそういったものの配布だったり、アナウンスだったりということは、されているのかをお聞きしたいです。</p>
会長	どうでしょうか。
事務局	<p>障害福祉課の堀内です。</p> <p>講座に合わせて、周知するという形では現在実施しておりませんので、いただいた御意見を参考にさせていただいて、今後の周知の方法として、検討させていただきます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>例えば、啓発のパネル展等の開催っていうところの会場で何か置いてみるとか、あと、6ページ目の市の登録業者への人権啓発推進の冊子のところに何か一枚挟んでいただいたりとか、ちょっと具体的にはそういった方法があるんじゃないかなと思いましたが、御意見まで。お願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もし、ほかにありましたら、また最後に御意見伺おうかと思っておりますので、次に行かせていただきます。</p> <p>続きましては、次第の2のほうに入ります。報告事項の②ですね。「第5次長期計画・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)に係るアンケートの実施について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>障害福祉課の堀内です。</p> <p>それでは、資料2、ページ数で申し上げますと12ページを御覧ください。</p> <p>前回の協議会で、皆様よりいただきました御意見等、障害者施策推進分科会で挙がりました意見等踏まえまして、内容を精査させていただきます。</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
	<p>ました。今お配りしているのが、アンケートの決定版になります。</p> <p>こちらのアンケートですけれども、対象になりますのは、3手帳をお持ちの方になりまして、身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者の方、合計1,800名の方に配布させていただきます。いただいた回答につきましては、次期計画策定の参考資料とさせていただきます。</p>
会長	<p>どうでしょうか。何か質問とかありますでしょうか。お願いします。</p>
委員	<p>これ決定版ということですが、これには振り仮名とかそういうのはないのでしょうか。何種類かがあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>内容については、こちらで確定にはなりますが、この後、ルビを振らせていただいたりご回答いただきやすい形にして、実際にお配りさせていただきます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。どうぞ。</p>
委員	<p>アンケートを取ることはすごくいいことだとは思いますが、アンケートを聞いてどのように政策反映とか、どのようにやっていくのかというのが見えないなというのが、見えるところもあれば見えないところもあるので、もう少し説明していただいたほうがいいのかなと思うんですけども。どうでしょうか。</p>
会長	<p>事務局どうでしょうか。アンケートを取って、書いてあった障害者福祉計画とか障害児福祉計画に、どんなふうな形、どういうプロセスであるいはどういう意見聴取で、どういう議論を得ながら政策にしていくのかみたいなこと、もう少し説明いただけるというふうな話でしたが。いかがですか。</p>
事務局	<p>今回お配りしている資料につきましては、障害の3手帳をお持ちの方にお配りする分になりますが、差別解消支援協議会で御意見いただくということで、権利擁護の部分を抜粋して、お配りさせていただいております。</p> <p>それぞれの回答内容につきまして、施策にどう反映していくか、検討させていただきます。今回、お配りしております、権利擁護の部分につきましては、障害当事者の方が生活していく中でどのような経験をされ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>て御本人が差別と感じておられないことにつきましても、客観的に見れば、差別にあたるものもあるかと思しますので、そういった実情を把握すること、他には実際に差別と感じたことを相談したかそれとも、相談しても、聞いてもらえないなどと思って誰にも相談はしていないとか、差別というものが、どれくらい顕在化しているのか、市としても把握して今後の検討材料としていきたい、そういった主旨で権利擁護の部分については、アンケートの項目として入れさせていただいています。</p> <p>例えばアンケートを取って、分析をするとか議論するという場をこの中でも持ってもらえるという形になるんですか。というのは、先ほどまで周知とか広報とか、そういう話をたくさんしているのに実際のアンケートを取って、どういうふうなことが見えるのかとかあるいは、だからこういうふうにもっとしないと、この差別解消というのは浸透していかないなどという議論をしたいわけだと思うんですけども。</p> <p>そういうふうな機会、せっかく取ったアンケートを計画だけのアンケートじゃなくって、そのほかのそういう差別解消とか、ほかのいろんな協議会のところに、きちんと生かしていくということが大事なのかなというふうには思うんですけど。そのすぐじゃないと思うんですけど、その結果が出て、それをどう見るのかというところに、きちんと差別支援協議会も加わっていくというか、議論するというふうにしてもらえたらと思うんですけど。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>障害福祉課の井上です。</p> <p>今回取らせていただくアンケートに関しましては、次の障害者計画、障害福祉計画の作成の資料に使うものにはなりますが、アンケートの結果につきましては、公開資料です。この資料は計画を策定のために使う資料ではあるんですけども、二次活用と申しますか、このデータを使って何かを研究していく、検討していくというのは、そういう御活用のされ方というのは、当然あるものというふうに考えています。</p> <p>ですので、アンケート統計のデータ等を用いて、この場でこの協議会の趣旨に沿った研究、検討を行っていくことはありうると考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかどうでしょうか。</p>
委員	<p>これアンケートは決定ですかね。まだ変えられますか。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	こちらは決定したものでございます。
委員	これ以上項目増やしたりはできませんか。
事務局	アンケートは総合保健福祉審議会、施策推進分科会での審議結果であると、御理解いただきたいと思えます。
委員	<p>問46の暮らしやすくするために、どんな施策を特に望みますかという、これ21個、その他が入っているんで、いろんな意見が出るかなとは思いますが、なかなか的を得ている項目が並んでるなと思ったんで、いいなと思ったんですけど、医療関係のことが項目で抜けているんで、ちょっと1項目くらい、例えば、かかりやすい、障害があっても、気兼ねなくかけられる医療機関を増やしてほしいとかね。</p> <p>やっぱり、医療機関にかかるとき、特に知的障害だとか精神疾患を抱えている人の御家族って、かかりにくいんですよ。連れていくこと自体が、ほかの患者さんに迷惑かけるんちゃうかなとか、そういうことでね、非常にかかりにくいケースが多くて、気を使わはる人が多いんですよ、実際。だから、そういう医療機関の話が、この項目でないなと思って、ちょっと医療関係者としては、1項目欲しいなと思ったんですけど、決まっちゃっているんやったらいいんですけど。</p> <p>もし変えられるのであれば、それ入れてほしいなと思いました。以上です。</p>
事務局	<p>障害福祉課の井上です。</p> <p>御意見としても承りました。ちなみに今回、この協議会の御意見をいただいたときに、その医療時間に関するということ御意見をいただいてまして、例えば、問42の中に、15番、障害を理由に通院や入院を拒否されるという項目を追加しております。先ほどの御意見のところを反映できるかというのは、なかなか難しい部分あるかもしれません。先ほどの御質問でもありました、これをどう生かしていくのかというところで、選択肢の作り方としては、差別事象であるとか障害者の方の不快に思われる、その場面や場所を意識をして、作らせていただきました。事象が起こっているのが雇用の場なのか、それとも医療の場であるのか、どの場でそれが起こっているんだろうかというようなことを、見える化することによって、この協議会でも、どこを直接ターゲットにして取り組みを進めていくのが効果的なのかという材料になればと考えたものでございます。委員の御意見頂戴いたしました。なかなか、難しいところもあるかもしれませんが、御意見として承っておきます。ありがとうございます。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
会長	います。 どうぞ。
委員	このアンケートで、実際にその差別解消支援協議会でその回答を使用してもいいということだったということで、今後やはり、そのアンケートの内容も事前に確認できるようなものが、できたらいいのになと思うので、今回の部分は、もう間に合わないとしても、次つくるときには、やはりこちらの差別解消支援協議会のほうにも、意見を聞いていただけたらいいのになと思うんですけども、仕事が増えるから嫌なのかなというところがあるんでしょうけど、どうでしょうか。
事務局	こちらのアンケートの作成につきましては、諮問をさしていただいているのは、総合保健福祉審議会ではありますが。本協議会において前年度の第2回で御意見を承る機会は作らせていただきました。初めての取組でありましたので、工夫の余地もあろうとは思っております。次回に関しましては、前年度の取組も踏まえまして、どのようなやり方がよいか、検討させていただくことになろうかと思えます。
委員	たしか、書面会議だったんですよね。去年のね。だから、その抜け落ちとか対面での議論ができていなかったというところがあると思うので、ちゃんと聞いていただいているというところでは、ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。 以上です。
会長	ありがとうございました。あと、ありませんでしょうか。 どうぞ。
委員	あのアンケートの結果について、公表されるということは非常にいいなと思って、聞いていたんですけども、特に、アンケートに答えてくれた方へのフィードバックを特に、手厚くやっていただきたいなという要望がありまして、例えば、非常に貴重な意見で、先ほど言っていたように質問の42番とか、これ実際に差別に当たりますよというようなことを周知できるということがありますので、こういうことを実際経験されたら、必ずこちらに連絡してくださいとか、具体的であればあるほどいいかと思えますので、その辺り手厚くお願いしたいと思えます。以上です。

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、どうでしょうか。そうしましたら、1番、2番のところ、まだ言い足りないこととか、言い忘れたこととかありましたら、どうでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと去年参加していないので、数字の部分で確認をさしていただきたいんですけども、9ページの職業能力開発講座の開催についてなんですが、1番、2番、3番と技能講習、在宅ワーク、障害者向けパソコン講座がありまして、その2番の在宅ワークの実践講座。この参加者が突出しているんですけども、この開催方法というのは、どのような形で開催されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>人権・男女共生の松山です。</p> <p>こちらは、人権に関する計画の実施状況をそのまま資料にさせていただいております。後日になるかもしれませんが、事務局のほうから対応させていただきます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>よろしいですか。今ちょっと正確には分からないということなんで、後日連絡させてもらおうと。</p>
委員	<p>参加人数が結構たくさんあるということなので、先ほどから周知というキーワードがあったと思いますけど、こういうところで周知していただいたら、広く広報できるんじゃないかと思います。またそういうところでも、活用していただけたらと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、はい。お願いします。</p>
委員	<p>全体的なこと御質問したいんですけど、今日感じました課題というのが、その周知、条例になっているから周知するのは当たり前なんですけど、周知、これが広まれば広まるほど、相談者不明の相談が増えると思うんですね。もう既に傾向が出てて、今言ったようにですよ。</p> <p>これ多分、10対300とか、そんな件数になることが想像できます。相談者不明、みんな条例があるんやからあんなことしたあかんって、意識の高い人がたくさん増えると、当然相談者不明の通報が増える、通報って言ったらいけないけど、そうなりますんで。いろんなケースがあると思うので、もしそれが本当の不当な差別の現場であって、貴重な御意見であったとしたら、その意見を言った人が、こんな言った</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
	<p>のに茨木市は何にもしないじゃないかという誤解を生むおそれがありますので、そこで、結局聞き取りができなかったとか、限界がどうしても出てくるんですけれども、その対策をこれから考えていただけたらと思うんです。</p> <p>僕もどうしたらいいかわからないんですけど、どこまで調査するか。でも、調査した結果不明でしたという情報を出すことも大切かなと、それも一つかなと思うんですね。その辺り、ちょっと課題として、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>大きな今後の課題ですよ。ここがほとんどになっていますので、周知すればするほど、不明が増えていくというふうなことになってしまうので、そこに対する工夫や対策やスキルというか、そういうものも含めて、少し議論する必要もあるかと思います。</p> <p>ほかありますでしょうか。</p>
事務局	<p>すみません。人権・男女共生課の松澤ですけれども。</p> <p>先ほどの在宅ワークが多かったということなんですけれども、これは、担当課の資料から見てみますと、開催の前から事前にオンライン開催というのが、決まっていたみたいで、申込みのほうが大変多かったということで聞いております。以上です。</p>
会長	<p>オンライン開催で効果があったと。</p>
事務局	<p>そうです。事前に決まっていたということで。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうしましたら、時間も、もう4時に近づいてまいりましたので、最後に今後の予定、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>あっせんの申立てがありましたら、部会や協議会を随時開催いたします。特に、なかった場合は令和5年2月16日木曜日に協議会を開催したいと考えております。次回協議会の主な内容といたしましては、研修会の開催と個別の事例検討を予定しております。</p> <p>研修会については、大阪府職員と委員の舟木委員による講義を予定しております。内容については、前回書面開催の際に御意見をいただいたことを受け、現在調整しております。大阪府からは、差別解消に向けての府や他市の取組や、府で受けた相談事例、差別解消法改正から、施行に向けての動きなどについて講義をしていただく予定です。舟木委員か</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>らは、障害の方が日々の暮らしの中で困っていること、合理的配慮が必要と感じていることについて、お話しいただく予定です。</p> <p>講義後に、委員の方々に、困りごとを解消するにはどうしていくかなどを話し合うお時間を設ける予定となっております。</p> <p>個別の事例の検討では、個人情報を取扱いますので、事例検討については、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思っております。</p> <p>ですので、次回2月になりますけれども、先ほど来から出てますように、事例検討をやりたいというふうなことで提案をされていますが、何か今の説明について、御意見・御質問がありましたら、あるいは事例検討は非公開で行いたいというふうなことです。そこでの、もし、アドバイスや諸注意とか配慮する点みたいなことがもしありましたら、御意見いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、今回はそういう形で進めさせていただこうというふうに思います。</p> <p>あと、事務局、会議録のこと、少し説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議録につきましては、作成後、委員の皆様にお送りし、発言内容の御確認をいただいた後、ホームページなどで公開いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>すみません。障害福祉課の井上です。</p> <p>今日もたくさんのご意見をいただいて会議録も公開させていただくのですけれども、本日は、相談に関する周知のこと、あるいは、その合理的配慮に関する周知のこと、いろいろな御意見賜りました。お話をお伺いします中で、非常に重要な御意見いただいたと思います。ありがとうございます。</p> <p>本会は、各機関が取組の主体である協議会ですので、障害者差別解消に関することを茨木市役所だけが、周知をしていくことで必要な方に情報が届くとは、考えておりません。皆様方から、御参加いただいておりますので、市の方ではいろんなツールは用意させていただいておりますし、当然私どもも主体的に情報発信して参りますが、市で作成させていただいた、ツールやホームページの情報などを、委員が所属されておられる各団体様において、会へされている方への周知をやっていただくような活動を主体的におこなっていただいたり、あるいは、こういうふうにして、周知しているんだよという取組を、この協議会で発表していただくなど、より効果的な協議会運営を行う上で、皆様から活動報告をしてい</p>

議 事 の 経 過

発言者	発 言 の 要 旨
<p>会長</p>	<p>ただきたいと思います。その辺も踏まえまして御協力のほうよろしくお願いいたします。</p> <p>そしたら、4時ちょっと過ぎましたので、これにて今回の障害者差別解消支援協議会を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>今日はいろいろと御意見をいただいて、活発な意見交換ができたのではないかと思いますし、今の茨木市の差別解消に係る取組の課題というか、課題までいきませんが、もっと工夫しないといけない部分みたいなことが、しかもそれは、市のためにではなくて、当事者のために何が今求められているのかというふうなことの議論がたくさんできたのではないかと考えていますので、また次回の事例検討を少し楽しみにしたいと思います。</p> <p>では、これにて協議会のほう終わらせていただきます。お疲れさまでした。</p> <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>